

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条第1項の規定により、福井県立病院立体駐車場整備等運営事業に係る民間事業者を総合評価一般競争入札により募集、選定しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年5月25日

福井県知事 西川 一誠

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

福井県立病院立体駐車場整備等運営事業

(2) 工事場所

福井県福井市四ツ井2丁目地係

(3) 事業内容

福井県立病院立体駐車場等の設計、建設、維持管理および運営業務を行うものとする。

なお、業務を遂行するに当たり、落札者は商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として、この業務を実施するための特別目的会社（SPC）を設立するものとする。

(4) 事業期間

事業契約締結の日から平成41年3月31日まで

(5) 業務の仕様

施設要求水準書、業務要求水準書および入札説明書による。

(6) 参考価格

2,274,305,000円（消費税、地方消費税を含む。）

上記金額は、県が福井県立病院立体駐車場整備等運営事業に対するサービス対価の総額として設定している債務負担の限度額である。

算定根拠は公表しない。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院 県立病院建設室

電話 0776-57-2965

(2) 入札説明書の閲覧

ア 閲覧期間

平成18年5月29日（月）から6月2日（金）まで（土曜日、日曜日および休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 閲覧場所

福井県立病院 県立病院建設室

入札説明書等（施設要求水準書、業務要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、協定書（案）を含む。以下同じ。）の交付は行わないので、福井県および福井県立病院ホームページから閲覧し、ダウンロードすること。

(3) 入札説明書等に関する説明会および現地見学会

説明会を次のとおり実施する。

また、説明会の後、現地見学会を併せて実施する。

なお、説明会では入札説明書等の配布は行わない。

ア 日時

平成18年6月2日（金）午後1時から午後3時まで

イ 場所

福井県立病院3階講堂

ウ 参加申込

説明会の参加希望者は、平成18年5月31日（水）までに、入札説明書等に関する説明会参加申込書に必要事項を記入し、2（1）担当部局宛てに提出すること。

(4) 現地調査

解体業務を伴うことから、希望者は次のとおり現地調査を行うことができる。

ア 日時

平成18年6月5日（月）から平成18年8月11日（金）までの期間内において、現地調査希望者と協議の上、決定する。

イ 場所

本事業の整備対象事業範囲内において、現地調査希望者と協議の上、決定する。

ウ 参加申込

現地調査希望者は、上記期間内において、現地調査に関する申込書および現地調査に関する誓約書に必要事項を記入し、2（1）担当部局宛てに提出すること。県は、当該申込書等を提出した現地調査希望者に対して、実施日時および実施場所について協議を行う。

(5) 入札説明書等に関する質問

ア 受付期間

第1回 平成18年6月5日（月）から6月12日（月）午後4時まで

第2回 平成18年7月18日（火）から7月20日（木）午後4時まで

イ 提出方法

質問の内容を明確かつ簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書に記入の上、質問の対象となる資料名（入札説明書等）のファイル名を付けた、ウィルス対策のなされた電子ファイル（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）を、電子メールでの当該ファイル添付もしくは、フロッピーディスクの郵送（印刷物も添付）により提出すること。

なお、提出されたフロッピーディスクは返却しない。

また、受付期間内に未着の場合には、質問がなかったものとみなす。

ウ 提出場所

2（1）担当部局に同じ。

（6）入札説明書等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

ア 公表方法

福井県および福井県立病院ホームページにより公表する。

イ 公表期限

第1回 平成18年7月3日（月）までに公表する。

第2回 平成18年8月7日（月）までに公表する。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）または複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

なお、応募者は、安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

イ 応募者は、落札後、速やかに特別目的会社（SPC）を設立すること。

ウ 応募グループの場合、構成企業および協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は、次のとおりとする。

構成企業は、イに示すSPCに対して出資する者とする。

協力企業は、SPCに対して出資は行わない者であり、SPCが直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者とする。

なお、応募企業の場合、当該応募企業の要件については、以下、応募グループにおける構成企業と同様とする。

エ 応募グループの場合、構成企業の中から代表企業を定めること。

なお、代表企業の出資比率は、全出資者中で最大となること。

オ 参加表明書には、構成企業を全て明記すること。

また、協力企業の場合は、そのうち判明している者について明記すること。

ただし、設計にあたる者、建設にあたる者、維持管理および運営にあたる者で協力企業となる者は、必ず参加表明書へ明記すること。

カ 応募者の構成企業および協力企業の変更は、県が承認した場合を除き、原則として認めない。

ただし、代表企業についての変更は認めない。

キ 応募者の構成企業および協力企業は、他の応募者の構成企業または協力企業になることはできない。

(2) 各業務にあたる者の資格等要件

応募者のうち、本事業に関する設計、建設、維持管理および運営の各業務にあたる者は、本事業を円滑に遂行可能な者とし、次の資格要件を満たしていなければならない。

ア 設計にあたる者の資格要件

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 参加表明書の提出期限日において、福井県競争入札参加資格名簿における委託業種が建築設計で登録されていること。

(ウ) 平成8年4月1日以降に、自走式立体駐車場または2階建て以上で延べ床面積7,000㎡以上の一般建築物（木造を除く）の設計実績があること。

(エ) 設計業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、(ア) および(イ)の要件を満たすこととし、(ウ)の要件は少なくとも1者が満たすこと。

(オ) 3(2)イ建設にあたる者の資格要件を満たした建設にあたる者が、設計にあたる者を兼ねる場合は、(ア)、(ウ) および(エ)の要件を満たすこと。

(カ) 設計にあたる者は、必ずしもSPCに対する出資を必要としない。（協力企業としての応募グループへの参加が可能である。）

イ 建設にあたる者の資格要件

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建設工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 参加表明書の提出期限日において、福井県競争入札参加資格名簿における建設業種が建築一式工事で、A等級の資格で登録されていること。

(ウ) 平成8年4月1日以降に、自走式立体駐車場または2階建て以上で延べ床面積7,000㎡以上の一般建築物（木造を除く）の建設実績があること。

(エ) 建設業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、(ア) および(イ)の要件を満たすこととし、(ウ)の要件は少なくとも1者が満たすこと。

(オ) (ア) から(ウ)の全てを満たす、少なくとも1者がSPCに対する出資を

行うこと。(構成企業となること。)

ウ 維持管理および運営にあたる者の資格要件

(ア) 参加表明書の提出期限日において、福井県競争入札参加資格者名簿(物品等)における業種が、中分類で建物等警備または保守管理で登録されていること。

(イ) 平成8年4月1日以降に、自走式立体駐車場または2階建て以上で延べ床面積5,000㎡以上の一般建築物(木造を除く)の維持管理実績があること。

(ウ) 維持管理および運營業務を複数の者で実施する場合には、その全ての者が、(ア)の要件を満たすこととし、(イ)の要件は少なくとも1者が満たすこと。

(エ) (ア) から (ウ) の全てを満たす、少なくとも1者がSPCに対する出資を行うこと。(構成企業となること。)

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者の応募企業または構成企業および協力企業になれないものとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領および物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置または指名除外措置を受けている者。

参加資格確認に必要な書類の提出期限日から落札者の選定が終了するまでの期間に、福井県により指名停止または指名除外措置を受けている者。

ウ 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172条)に基づく更生手続き開始の申し立てを含む。)をしている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始の申立その他類いの倒産手続きを開始している者。

エ 最近1年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。

オ 本事業の業務に関わっている次の者(以下「受託者等」という。)またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。

パシフィックコンサルタンツ株式会社

日比谷パーク法律事務所

なお、資本面もしくは人事面において関連がある者とは、次の者をいい、以下同様とする。

(ア) 資本面における関連

当該受託者等が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

(イ) 人事面における関連

当該受託者等が代表権を有する役員を兼ねている者。

カ 審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において関連がある者。

4 参加表明書および参加資格確認申請書等の受付

(1) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

(2) 参加表明書および参加資格確認申請書等の受付

応募者は、次のとおり、入札参加資格についてあらかじめ県に申請し、確認を受けること。

ア 受付期間

平成18年7月3日（月）から7月7日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

書類は持参して提出するものとし、郵送、電報および電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

2（1）担当部局に同じ。

エ 提出書類

提出書類は次の（ア）から（オ）とする。

提出部数は、各1部とする。

なお、（イ）および（ウ）は応募グループの場合のみ提出すること。

（ア）参加表明書

（イ）応募グループ構成企業および協力企業一覧表

（ウ）委任状

（エ）参加資格確認申請書および添付資料

添付資料は、次の書類を含む。

設計にあたる者の業務実績

建設にあたる者の業務実績

維持管理および運営にあたる者の業務実績

（オ）添付書類提出確認書

(3) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成18年7月14日（金）までに通知する。

なお、応募グループの場合は、グループの代表企業の代表者に通知する。

また、併せて登録受付番号を通知する。

(4) 参加資格がないと認められた場合の理由の説明受付

参加する資格がないと認められた者は、その理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出日時

平成18年7月18日（火）から7月21日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

説明要求の書面を持参して提出するものとし、郵送、電報および電送による請求は認めない。

ウ 提出場所

2（1）担当部局に同じ。

エ 回答方法

県は、平成18年7月26日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答を行う。

（5）入札の辞退

参加資格確認通知書を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退書を県に持参または郵送（配達記録郵便に限る）により提出すること。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取り扱いを受けるものではない。

5 入札の日時および場所ならびに入札書の提出に関する事項

参加資格確認通知書を受けた応募者は、次のとおり入札提出書類を提出すること。

（1）提出日時

ア 持参

平成18年8月23日（水）から8月29日（火）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の正午まで

イ 郵送

平成18年8月23日（水）から8月28日（月）午後4時まで（必着）

（2）提出方法

入札提出書類のうち入札書は、入札日時に必ず持参して提出するものとし、郵送、電報および電送による提出は認めない。

なお、入札書の提出は、5（9）ウ入札方法等に留意すること。

入札書を除く他の全ての入札提出書類は、持参または郵送により提出するものとし、電報および電送による提出は認めない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録郵便とすること。

（3）提出場所

2（1）担当部局に同じ。

（4）提出書類

入札提出書類は、次のアからクとする。

提出部数は、アからオおよびキについては各1部、カおよびクについては各正本1部、副本12部とする。

なお、ウは代理人が入札する場合のみ提出すること。

- ア 入札提出書類提出届
- イ 提出書類確認書
- ウ 委任状
- エ 入札書
- オ 施設要求水準および業務要求水準に関する誓約書
- カ 基礎審査項目自主確認書
- キ 事業実施体制
- ク 入札提案書

(5) 入札提出書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとし、県に帰属しないが、公表、展示、その他県がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、県はこれが無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案書については返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理および運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(6) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(7) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(8) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(9) 入札

ア 日時

平成18年8月29日(火)午後2時

イ 場所

福井県立病院5階大会議室

ウ 入札方法等

(ア) 入札書は封筒に入れ密封し、持参すること。

- (イ) 入札書に記載される入札価格は消費税および地方消費税を控除した金額とする。
- (ウ) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (エ) 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- (オ) 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。グループで参加する場合は代表企業の代表者のみが参加すること。
なお、代理人の場合には、委任状を併せて持参すること。
- (カ) 入札にあたっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- (キ) 開札をした場合において、入札価格が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- (ク) 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行い、予定価格の範囲内の入札書を提出した者を発表する。
予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。

6 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格の確認基準日以降入札日までに、不渡手形または不渡小切手を出した構成企業を抱える応募者が行った入札。
- (2) 参加表明書に記載された応募グループの代表者もしくは委任状を持参した代理人以外の者が行った入札。
- (3) 参加資格のないもの、または参加資格確認通知書を受理しなかった者の入札。
- (4) 入札者またはその代理人が2通以上の入札書を提出した入札。
- (5) 2人以上の者の代理をした者のした入札。
- (6) 2人以上の者が同一の者の代理をした入札。
- (7) 入札者が他の入札者の代理をした入札。
- (8) 入札者が連合した入札。
- (9) 記名押印を欠いた入札。
- (10) 入札価格を訂正した入札。
- (11) 入札価格または特定事業名（物件工事名）を欠いた、または確認しがたい入札。

- (12) 誤字または脱字により意思表示が不明確な入札。
- (13) 電送および電話による入札。
- (14) 選定に対する不当な要求をした応募者が行った入札。
- (15) 審査委員会に個別に接触した応募者が行った入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した、または執行者の指示に従わなかった者の入札。
- (17) その他福井県財務規則第151条の規定に該当する入札。

7 応募に際しての留意事項

(1) 費用負担

応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(3) 契約保証金

契約の履行を確保するため、次のいずれかの保証を行うこと。

契約保証金の額、保証金額または保険金額は、施設整備費相当額（消費税相当額を含む）の10分の1以上とし、当該保証金は整備施設の引渡完了が確認された後に還付される。

なお、次のほか、契約保証金の納付等に関し、選定事業者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の定めるところに従うものとする。

ア 契約保証金を納付する場合

(ア) 契約保証金の納付

イ 契約保証金の納付に代える場合（契約保証金に代わる担保の提供）

(ア) 国債、地方債

(イ) 政府の保証のある債券

(ウ) 県が確実と認める金融機関が振り出し、または支払保証をした小切手

(エ) 県が確実と認める社債（無記名のものに限る。）

ただし、この場合における担保価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格の80%に相当する金額とする。

ウ 契約保証金を免除する場合

(ア) 選定事業者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を本契約締結時に提供したとき。

(イ) 選定事業者が保険会社および選定事業者から委託を受けた銀行、農林中央金庫その他予算決算および会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の財務大臣の指定する金融機関との間に県を債権者とする工事履行保証契約を締結し、当該保証証券を本契約締結時に提供したとき。

8 審査および選定に関する事項

(1) 審査および選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。

なお、詳細は落札者決定基準による。

(2) 審査委員会

最優秀提案者の選定において、公正性および透明性を確保することを目的に、学識経験者、県職員等で構成される審査委員会を設置する。

(3) 落札者の決定

ア 決定結果の公表

落札者の決定を行った場合には、その結果を速やかに福井県および福井県立病院ホームページにより公表する。

なお、P F I 法第 8 条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定を締結後に公表する。

イ 落札者を決定しない場合

落札者の決定において、最終的に、応募が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を P F I 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(4) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後 5 日以内に県を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結するものとする。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合は、県は違約金として落札金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を請求することがある。

9 契約の手続きに関する事項

(1) 特別目的会社（S P C）の設立

落札者は、事業契約の締結前までに、商法（明治 3 2 年 3 月 9 日法律第 4 8 号）に定める株式会社として、本事業の実施を目的とする特別目的会社（S P C）を福井県内に設立するものとする。

なお、S P C は本事業以外の事業を兼業することはできない。

応募者の構成企業は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 5 0 % を超えるものとする。

また、応募者中、その代表企業の出資比率は構成企業中最大とすること。

会社法が施行された場合においても、S P C は株式会社とし、1, 0 0 0 万円以上の資本金とすること。

(2) 事業契約書の作成

事業契約書（案）により、事業契約書を作成するものとする。

(3) 手続きにおける交渉の有無

無

(4) 事業契約の締結

県は選定事業者と事業契約を締結する。

契約締結にあたっては、次の点に留意すること。

ア 事業契約締結にあたっては、落札者の入札価格および入札説明書等に示した契約内容について、変更できない。

イ 事業契約締結にかかる選定事業者側の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

ウ 落札後、事業契約締結までの間に、落札者（グループで入札する場合は構成企業全者）において、地方自治法施行令第167条の4もしくは第167条の11の規定に基づく、入札参加資格の制限、または福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領および物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置または指名除外措置を受けた場合には、事業契約を締結しないこととする。

エ 選定事業者が事業契約を締結しない場合、県は違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を請求することがある。

また、その場合、県は落札金額の範囲内で、審査の得点の高い応募者から順に契約交渉を行うことがある。

1.0 選定事業者の権利義務に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

県による事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位および権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) S P Cの株式の譲渡、担保提供等

S P Cの株主は、原則として事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならず、県がS P Cの株式に担保権の設定を行う場合には、これに協力しなければならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者は、県に対して有する施設の設計、建設ならびに維持管理、運営その他の業務の提供に係る債権につき、県の承諾なしに譲渡することはできない。

(4) 債権への質権設定および債権の担保提供

選定事業者は、県に対して有する施設の設計、建設ならびに維持管理、運営その他の業務の提供に係る債権に対する質権の設定およびこれの担保提供は、県の承諾なしに行うことはできない。

1.1 県と選定事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、県と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものとする。本施設的设计、建設、維持管理、運営の責任は、選定事業者が担う業務の範囲において、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、事業契約書（案）に示されていない場合は、落札者と県の協議により定めるものとする。

1.2 選定事業者が付保すべき保険

選定事業者（選定事業者と業務委託契約を締結する業務担当企業を含む）は、次の保険に加入すること。

その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により加入するものとする。

(1) 建設期間（工事着工から引渡予定日）

建設工事保険

第三者賠償責任保険

(2) 維持管理、運営期間

施設所有管理者賠償責任保険

自動車管理者賠償責任保険

普通火災保険

1.3 その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。